

島根県報

号外第六八号
平成十四年五月三十一日
(金曜日)

公安委員会告示

公安告示

道路の交通に関する規制の一部改正

目次

島根県公安委員会告示第46号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成14年 5 月31日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	種 類	摘 要
松江市浜乃木七丁目 2 番先	総合運動公園入口北交	押ボタン式	
差点			

を

場	所	種 類	摘 要
松江市浜乃木七丁目 2 番 12 号先	総合運動公園入口	プログラム	
北交差点		多 段 式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
松江市乃木福富町 296 番地 1 先	主要地方道松江木次線高架下交差点	プログラム 多 段 式	
松江市東朝日町 102 番地先	交差点	押ボタン式	
松江市千鳥町 36 番地先	南側三差路	押ボタン式	
松江市東忌部町 96 番地 5 先	千本つつじが丘団地西入口交差点	押ボタン式	
松江市大庭町 9 番地 1 先	大庭郵便局前交差点	押ボタン式	

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
八束郡宍道町大字佐々布 2145 番地 2 先	北西約 300 メートル地点の宍道IC出雲空港分かれ三差路	プログラム 多 段 式	
八束郡八束町大字入江 1050 番地 4 先	県道大根島線交差点	プログラム 多 段 式	
八束郡八束町大字江島 598 番地先	交差点	プログラム 多 段 式	

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
大原郡大東町大字上久野100番地7先 上久野交差点		プログラム多段式	
大原郡木次町大字山方101番地先 山方大橋東詰交差点		プログラム多段式	
大原郡大東町大字新庄407番地1先 塚田橋北詰交差点		押ボタン式	
大原郡木次町大字里方1285番地2先 共和団地入口交差点		押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
飯石郡掛合町大字松笠748番地1先 松笠公民館前交差点		プログラム多段式	
飯石郡掛合町大字掛合588番地6先 平岩交差点		押ボタン式	
飯石郡吉田村大字川手243番地1先 清嵐荘入口交差点		押ボタン式	
飯石郡三刀屋町大字乙加宮2345番地2先 宮内橋北西詰交差点		押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	種類	摘要
出雲市今市町1650番地先 上町交差点		押ボタン式	

を

場	所	種類	摘要
出雲市今市町1650番地先 上町交差点		プログラム多段式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
出雲市大津朝倉二丁目7番7号先 大津朝倉南交差点		プログラム多段式	
出雲市西園町3522番地19先 北側交差点		プログラム多段式	
出雲市鞆原町2395番地1先 石畑入口バス停東側		押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
簸川郡斐川町大字莊原町2420番地先 出雲空港西側交差点		プログラム多段式	
簸川郡斐川町大字中州1950番地先 瑞穂公民館入口交差点		押ボタン式	
簸川郡多伎町大字口田儀569番地1先 上町バス停東側		押ボタン式	
簸川郡多伎町大字小田924番地1先 柳谷バス停西側		押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の平田警察署の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
平田市平田町3367番地 2 先	千歳橋北詰交差点	プログラム多段式	
平田市平田町2960番地 1 先	中央スポーツ公園前交差点	プログラム多段式	
平田市平田町1317番地 1 先	一番町踏切北西交差点	押ボタン式	

別表第 1 (法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所) の大社警察署の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
鏡川郡大社町大字入南962番地 6 先	浜下交差点	押ボタン式	

別表第 2 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所) の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
加茂町大字岩倉452番地 1 先三差路から同153番地 1 先までの間の町道岩倉本郷線		130メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日	

別表第 2 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
穴道町大字白石3398番地 4 先	山陰自動車道(尾道松江線) 穴道バスストップ本線車道上り線流入口		自動車	終 日	

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
穴道町大字白石3398番地 4 先	山陰自動車道穴道バスストップ本線車道上り線流入口		自動車	終 日	

に改める。

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の高速道路交通警察隊の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造イオンセンター本線車道への流入路分岐点から同771番地28先 松江玉造イオンセンター本線車道下り車線流入口までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 松江玉造イオンセンター本線車道下り車線流入路	東 行	515メートル	自動車	終 日	
玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造イオンセンター本線車道下り車線流出出口から同771番地12先 松江玉造イオンセンター本線車道への流出路分岐点までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 松江玉造イオンセンター本線車道上り車線流出路	西 行	275メートル	自動車	終 日	
穴道町大字佐々布461番地 2 先 穴道イオンセンター本線車道への流入路分岐点から同527番地先 穴道イオンセンター本線車道上り車線流入口までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 穴道イオンセンター本線車道上り車線流入路	西 行	400メートル	自動車	終 日	

を

穴道町大字佐々布2615番地2先 穴道イオンターチェンジ本線車道下り車線流出出口から同2595番地1先 穴道イオンターチェンジ本線車道への流出入路分岐点までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 穴道イオンターチェンジ本線車道下り車線流出路	東行	650メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

玉湯町大字玉造2013番地12先から同湯町1245番地1先までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 穴道湖サービスイリアへの本線車道下り線からの流出路	西行	185メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

玉湯町大字玉造2013番地12先から同湯町1245番地1先までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 穴道湖サービスイリアへの本線車道下り線からの流出路	西行	120メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

玉湯町大字湯町1232番地先から同1439番地先までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 穴道湖サービスイリアから本線車道下り線への流入路	東行	190メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

玉湯町大字湯町1527番地9先から同1295番地先までの間の山陰自動車道(尾道松江線) 穴道湖サービスイリアへの本線車道下り線からの流出路	東行	310メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

を

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止のもの	通行禁止時	摘要
玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造イオンターチェンジ本線車道への流入路分岐点から同771番地28先 松江玉造イオンターチェンジ本線車道下り車線流入口までの間の山陰自動車道松江玉造イオンターチェンジ本線車道下り車線流入路	東行	515メートル	自動車	終日	

玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造イオンターチェンジ本線車道下り車線流出出口から同771番地12先 松江玉造イオンターチェンジ本線車道への流出路分岐点までの間の山陰自動車道松江玉造イオンターチェンジ本線車道下り車線流出路	西行	275メートル	自動車	終日	
--	----	---------	-----	----	--

穴道町大字佐々布461番地2先 穴道イオンターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から同527番地先 穴道イオンターチェンジ本線車道下り車線流入口までの間の山陰自動車道穴道イオンターチェンジ本線車道下り車線流入路	西行	400メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

穴道町大字佐々布2615番地2先 穴道イオンターチェンジ本線車道下り車線流出出口から同2595番地1先 穴道イオンターチェンジ本線車道への流出入路分岐点までの間の山陰自動車道穴道イオンターチェンジ本線車道下り車線流出路	東行	650メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

報 根 拠

玉湯町大字湯町1446番地 2 先から同1271番地 2 先までの間の山陰自動車道宍道湖サービステリアから本線車道上り線への流入路	西 行	185 メートル	自 動 車	終 日	
玉湯町大字玉造2013番地12先から同湯町1245番地 1 先までの間の山陰自動車道宍道湖サービステリアへの本線車道上り線からの流出路	西 行	120 メートル	自 動 車	終 日	
玉湯町大字湯町1232番地先から同1439番地先までの間の山陰自動車道宍道湖サービステリアから本線車道下り線への流入路	東 行	190 メートル	自 動 車	終 日	
玉湯町大字湯町1527番地 9 先から同1295番地先までの間の山陰自動車道宍道湖サービステリアへの本線車道下り線からの流出路	東 行	310 メートル	自 動 車	終 日	

に改める。

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁 止 日 時	摘 要
今市町1705番地19先 出雲科学館北西 高架下南側 三差路	南進車両の 右折西行	車 両 (軽車両を) 除く。	終 日	
今市町1696番地先 山王交差点の南東 側 三差路	西進車両の 右折北行	車 両	終 日	

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の項中

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁 止 日 時	摘 要
玉湯町大字布志名771番地28先 山陰自動車道 (尾道松江線) 松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流入入口	西進車両の 右折東行	自 動 車	終 日	
宍道町大字白石3398番地 4 先 山陰自動車道 (尾道松江線) 宍道バスストップ本線車道上り線流入入口	東進車両の 左折西行	自 動 車	終 日	

を

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁 止 日 時	摘 要
玉湯町大字布志名771番地28先 山陰自動車道松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流入入口	西進車両の 右折東行	自 動 車	終 日	
宍道町大字白石3398番地 4 先 山陰自動車道宍道バスストップ本線車道上り線流入入口	東進車両の 左折西行	自 動 車	終 日	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
浜乃木七丁目 2 番先 総合運動公園入口北交差点	3	
東朝日町102番地 前交差点	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
	浜乃木七丁目2番12号先 総合運動公園入口北交差点	4	
	東朝日町102番地先 交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
	乃木福富町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点	3	
	幸町1571番地先 県立美術館南東側副道	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部八束郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
	八束町大字江島587番地1先 西方交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
	八束町大字江島598番地先 交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
	空道町大字佐々布2145番地2先 北西約300メートル地点の穴道IC出雲空港分かれ三差路	3	
	美保関町大字菅浦地内 菅浦バス停前三差路	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
	稗原町2395番地1前	1	
	今市町1650番地先 上町交差点	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
	稗原町2395番地1先 石畑入口バス停東側	1	
	今市町1650番地先 上町交差点	4	

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

報 根 根 報

場	所	横断歩道設置数	摘要
多伎町大字口田儀569番地1先	上町バス停東側	1	
多伎町大字小田924番地1先	柳谷バス停西側	1	
斐川町大字莊原町2420番地先	出雲空港西側交差点	3	
斐川町大字沖州1959番地先	瑞穂公民館入口交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の平田警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
平田町231番地先	三差路	2	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
平田町652番地7先	交友橋北詰三差路	1	
平田町245番地11先	北方約50メートル地点の交差点	2	
平田町287番地先	東方約100メートル地点の交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)

の浦郷警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
西ノ島町大字別府官有無番地	別府観光食堂前	1	

を削る。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の三成警察署の項中

場	所	区間距離	摘要
仁多町大字三成1551番地1先	横谷橋西詰から同1634番地7先	1000メートル	片側
仁多中学校入口交差点までの間の国道432号線の南側歩道			

を

場	所	区間距離	摘要
仁多町大字三成1551番地1先	横谷橋西詰から同町大字河内1251番地1先	2600メートル	片側

に改める。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘要
塩冶町1283番地5先	卸団地入口交差点から今市町1696番地先	980メートル	両側
山王交差点までの間の市道有原東町線			
塩冶町1315番地先交差点から同町1283番地5先卸団地入口交差点までの間の都市計画道路路医大前新町線		210メートル	両側
東林木町535番地先	東方約100メートル地点から同町地内	30メートル	片側
田市境までの間の国道431号北側歩道			

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
東神西町 896 番地 3 先前三差路から同町 584 番地先前までの間の市道神西 165 号及び 205 号線	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	1000 メートル	
船津町 368 番地先前交差点から榑原町 2137 番地 4 先桜橋南詰交差点までの間の市道上津 1 号線	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	3250 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
東神西町 896 番地 3 先前三差路から同町 569 番地 1 先三差路までの間の市道神西 158 号線及び市道麓線	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	750 メートル	
船津町 368 番地先交差点から榑原町 284 番地 7 先市道船津所原線	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	3200 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の平田警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
平田町 5546 番地先西方交差点から同町 1565 番地先西側までの間の国道 431 号線	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	3800 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
平田町 5529 番地先国道 431 号と市道中筋新田線との交差点から同町 3936 番地先中の島大橋北詰交差点までの間の市道中筋新田線	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	1900 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の浦郷警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
西ノ島町 大字美田 2179 の 2 番地先から同町 大字別府 166 の 1 番地先前までの間の臨港道路	40 キロメートル	車 緊急自動車 (けん引②) ③を除く。	両	終 日	500 メートル	

を削る。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の高速道路交通警察隊の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
玉湯町大字布志名954番地1先 京都起点335.423キロメートル 地点から宍道町大字佐々布527番地 先 京都起点347.322キロメー トル地点までの間の山陰自動車道 (尾道松江線) 本線車道上リ車線	70キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	11900 メートル	
玉湯町大字布志名958番地先 京都起点335.122キロメートル 地点から宍道町大字佐々布2615番地2 先 京都起点347.322キロメー トル地点までの間の山陰自動車道 (尾道松江線) 本線車道下リ車線	70キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	12210 メートル	
乃白町801番地先 京都起点333.5 45キロメートル地点から八束郡玉 湯町大字布志名975番地1先 京 都起点334.769キロメートル地点 までの間の山陰自動車道 (尾道松 江線) 本線車道上リ車線	60キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	1224 メートル	
乃白町801番地先 京都起点333.5 45キロメートル地点から八束郡玉 湯町大字布志名979番地1先 京 都起点334.642キロメートル地点 までの間の山陰自動車道 (尾道松 江線) 本線車道上リ車線	60キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	1097 メートル	
玉湯町大字布志名954番地5先 京都起点335.223キロメートル 地点から同954番地1先 京都起点3 35.423キロメートル地点までの間 の山陰自動車道 (尾道松江線) 本 線車道上リ車線	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	200 メートル	
玉湯町大字布志名975番地1先 京都起点334.769キロメートル 地点から同954番地5先 京都起点3 35.223キロメートル地点までの間 の山陰自動車道 (尾道松江線) 本 線車道上リ車線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	454 メートル	

玉湯町大字布志名979番地1先 京都起点334.642キロメートル 地点から同958番地先 京都起点335. 122キロメートル地点までの間の 山陰自動車道 (尾道松江線) 本線 車道下リ車線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	480 メートル	
玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造イオンセンター本線車 道流入路分岐点から同771番地2 8先 松江玉造イオンセンター 本線車道下リ車線流入路までの間 の山陰自動車道 (尾道松江線) 松 江玉造イオンセンター本線車道 上リ車線流入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	515 メートル	A ラ ソ ブ
玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造イオンセンター本線車 道下リ車線流出路から同771番地1 2先 松江玉造イオンセンター 本線車道への流入路分岐点まで の間の山陰自動車道 (尾道松江線) 松江玉造イオンセンター本線車 道上リ車線流出路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	275 メートル	B ラ ソ ブ
宍道町大字佐々布461番地2先 宍道イオンセンター本線車道流 出入路分岐点から同527番地先 宍道イオンセンター本線車道上 リ車線流入路までの間の山陰自動 車道 (尾道松江線) 宍道イオン センター本線車道上リ車線流入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	420 メートル	
宍道町大字佐々布2615番地2先 宍道イオンセンター本線車道下 リ車線流出路から同2595番地1先 宍道イオンセンター本線車道 流出路分岐点までの間の山陰自 動車道 (尾道松江線) 宍道イ オンセンター本線車道下リ車線流 出路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引①②を 除く。）	終 日	650 メートル	

<p>穴道町大字佐々布2595番地1先 本線車道への流出入路分岐点から 同3476番地3先 主要地方道穴道 イソター線の交点までの間の山陰 自動車道(尾道松江線) 穴道イソ ターチェーンソジ流出入路</p>	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	885 メートル	
<p>玉湯町大字湯町1446番地2先から 同1271番地2先までの間の山陰自 動車道(尾道松江線) 穴道湖サ ービスエリアから本線車道上り車線 への流入路</p>	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	185 メートル	
<p>玉湯町大字玉造2013番地12先から 同湯町1245番地1先までの間の山 陰自動車道(尾道松江線) 穴道湖 サービスエリアへの本線車道上り 車線からの流出路</p>	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	120 メートル	
<p>玉湯町大字湯町1439番地先から同 1232番地先までの間の山陰自動車 道(尾道松江線) 穴道湖サービ スエリアから本線車道下り車線への 流入路</p>	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	190 メートル	
<p>玉湯町大字湯町1527番地9先から 同1295番地先までの間の山陰自動 車道(尾道松江線) 穴道湖サービ スエリアへの本線車道下り車線か らの流出路</p>	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	310 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
玉湯町大字布志名954番地1先 京都起点335.423キロメートル地 点から穴道町大字佐々布527番地 先 京都起点347.323キロメー トル地点までの間の山陰自動車道本 線車道下り車線	70キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	11900 メートル	
玉湯町大字布志名958番地先 京 都起点335.122キロメートル地 点から穴道町大字佐々布2615番地2 先 京都起点347.322キロメー トル地点までの間の山陰自動車道本 線車道下り車線	70キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	12210 メートル	
乃白町801番地先 京都起点333.5 45キロメートル地点から八束郡玉 湯町大字布志名975番地1先 京 都起点334.642キロメートル地 点までの間の山陰自動車道本線車道 上り車線	60キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	1224 メートル	
乃白町801番地先 京都起点333.5 45キロメートル地点から八束郡玉 湯町大字布志名979番地1先 京 都起点334.642キロメートル地 点までの間の山陰自動車道本線車道 上り車線	60キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	1097 メートル	
玉湯町大字布志名954番地5先 京都起点335.223キロメートル地 点から同954番地1先 京都起点3 35.423キロメートル地点までの間 の山陰自動車道本線車道下り車線	50キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	200 メートル	
玉湯町大字布志名975番地1先 京都起点334.769キロメートル地 点から同954番地5先 京都起点3 35.223キロメートル地点までの間 の山陰自動車道本線車道下り車線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引①②を 除く。)	終 日	454 メートル	

玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造イソターチェンソジ本線車 道流入路分岐点から同771番地2 8先 松江玉造イソターチェンソジ 本線車道入り車線流入口までの間 の山陰自動車道松江玉造イソター チェンソジ本線車道入り車線流入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	515 メートル	A ラ ソ ゾ
玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造イソターチェンソジ本線車 道下り車線流出口から同771番地1 2先 松江玉造イソターチェンソジ 本線車道への流出入路分岐点まで の間の山陰自動車道松江玉造イソ ターチェンソジ本線車道下り車線流 出路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	275 メートル	B ラ ソ ゾ
宍道町大字佐々布461番地2先 宍道イソターチェンソジ本線車道流 出入路分岐点から同527番地先 宍道イソターチェンソジ本線車道 上り車線流入口までの間の山陰自動 車道宍道イソターチェンソジ本線車 道入り車線流入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	420 メートル	
宍道町大字佐々布2615番地2先 宍道イソターチェンソジ本線車道下 り車線流出口から同2595番地1先 宍道イソターチェンソジ本線車道 流出入路分岐点までの間の山陰自 動車道宍道イソターチェンソジ本線 車道下り車線流出路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	650 メートル	

宍道町大字佐々布2595番地1先 本線車道への流出入路分岐点から 同3476番地3先 主要地方道宍道 イソターチェンソジ線の交点までの間の山陰 自動車道宍道イソターチェンソジ流 出入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	885 メートル	
玉湯町大字湯町1446番地2先から 同1271番地2先までの間の山陰自 動車道宍道湖サービスイリアから 本線車道入り車線への流入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	185 メートル	
玉湯町大字玉造2013番地12先から 同湯町1245番地1先までの間の山 陰自動車道宍道湖サービスイリア への本線車道入り車線からの流出 路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	120 メートル	
玉湯町大字湯町1439番地先から同 1292番地先までの間の山陰自動車 道宍道湖サービスイリアから本線 車道下り車線への流入路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	190 メートル	
玉湯町大字湯町1527番地9先から 同1295番地先までの間の山陰自動 車道宍道湖サービスイリアへの本 線車道下り車線からの流出路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引②を除 く。）	終 日	310 メートル	

に改める。

別表第 9（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 17 条第 5 項第 4 号の規定による追越のための
右側部分のみ出し通行禁止場所）の川本警察署の項に次のように加える。

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
川本町大字三俣175番地4先	みやこ会館南東側三差路 から同町大字川内7番地先	5050 メートル	終 日	
	上郷橋東詰三差路までの間 の大邑地区広域営農団地農道			

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第17条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分のみ出し通行禁止場所) の高速道路交通警察隊の項中

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
玉湯町大字布志名771番地29先 トルル地点から玉湯町大字湯町1391番地2先 5.965キロメートル地点までの間の山陰自動車道(尾道松江線)本線車道上下線	京都起点333.945キロメートル 京都起点335.965キロメートル	2020 メートル	終日	
玉湯町大字湯町1450番地2先 トルル地点から宍道町大字佐々布2616番地1先 347.315キロメートル地点までの間の山陰自動車道(尾道松江線)本線車道上下線	京都起点336.645キロメートル 京都起点347.315キロメートル	10670 メートル	終日	
宍道町大字佐々布2402番地2先 地3先 主要地方道宍道インター線の交点までの間の山陰自動車道(尾道松江線)宍道インターチェンジ流入路	管理境界から同3476番地3先までの間の山陰自動車道(尾道松江線)宍道インターチェンジ流入路	635 メートル	終日	

を

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
玉湯町大字布志名771番地29先 トルル地点から玉湯町大字湯町1391番地2先 5.965キロメートル地点までの間の山陰自動車道本線車道上下線	京都起点333.945キロメートル 京都起点335.965キロメートル	2020 メートル	終日	
玉湯町大字湯町1450番地2先 トルル地点から宍道町大字佐々布2616番地1先 347.315キロメートル地点までの間の山陰自動車道本線車道上下線	京都起点336.645キロメートル 京都起点347.315キロメートル	10670 メートル	終日	
宍道町大字佐々布2402番地2先 地3先 主要地方道宍道インター線の交点までの間の山陰自動車道宍道インターチェンジ流入路	管理境界から同3476番地3先までの間の山陰自動車道(尾道松江線)宍道インターチェンジ流入路	635 メートル	終日	

に改める。

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部(八束郡)の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
宍道町大字佐々布地内 IC入口エラソソ三差路	主要地方道宍道インター線宍道IC入口エラソソ三差路	南	詰	

を削る。

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部(出雲市)の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
今市町743番地先	交差点	南	詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
中野町724番地4先	交差点	南	詰	
中野町744番地10先	交差点	西	詰	
中野町915番地5先	交差点	北詰・南詰		
大津町790番地2先	交差点	西	詰	
大津町790番地6先	交差点	西	詰	

大津町895番地 1 先 交差点	北 詰	
宇那手町1162番地 4 先 南方交差点	東 詰	
宇那手町1162番地 4 先 交差点	東詰・西詰	
宇那手町793番地 1 先 交差点	東 詰	
宇那手町1341番地 5 先 西方交差点	東 詰	
宇那手町525番地 1 先 交差点	西 詰	
宇那手町678番地先 交差点	東詰・西詰	
宇那手町356番地 2 先 交差点	西 詰	
宇那手町441番地先 交差点	東詰・西詰	
今市町816番地先 北西交差点	東 詰	
今市町816番地先 北東交差点	西 詰	
今市町743番地 2 先 交差点	南 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の平田警察署の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
西平田町 1 番地先 平田小学校北東三差路	西 詰	

を

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
西平田町 1 番地先 平田小学校北東交差点	東詰・西詰	

に改め、

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
平田町231番地先 三差路	北 詰	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
平田町652番地 7 先 交友橋北詰三差路	東 詰	
平田町287番地先 東方約100メートル地点の交差点	西 詰	
国富町289番地 1 先 西方約250メートル地点の三差路	南 詰	
国富町1603番地 3 先 西方約50メートル地点の三差路	北 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の浦郷警察署の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
西ノ島町大字美田1724番地先三差路	西 詰	

を削る。

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の高速道路交通警察隊の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
宍道町大字佐々布3476番地 3 先 山陰自動車道 (尾道松江線) 宍道インター線入口交差点	北 詰	

を削る。

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
浜乃木七丁目 2 番先 総合運動公園入口北交差点	3	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
浜乃木七丁目 2 番12号先 総合運動公園入口北交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
乃木福富町296番地 1 先 主要地方道松江木次線高架下交差点	3	
幸町1571番地先 県立美術館南東側副道	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
宍道町大字佐々布2145番地 2 先 北西約300メートル地点の宍道IC出雲空港分かれ三差路	3	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町1650番地先 上町交差点	4	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
斐川町大字莊原町2420番地先 出雲空港西側交差点	3	
斐川町大字沖州1950番地先 瑞穂公民館入口交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の平田警察署の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
平田町231番地先 三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
平田町245番地11先 北方約50メートル地点の交差点	2	
平田町287番地先 東方約100メートル地点の交差点	1	

毎週火・金曜日発行

平成十四年五月三十一日印刷
平成十四年五月三十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)